

平成 30 年度
大分県観光体験サービス開発支援事業
【 公 募 要 領 】

本県の観光消費額の向上を促進し、県経済の活性化に寄与するため、中小企業者等が行う観光体験サービスの開発の取組を広く公募し、その取組に必要な費用の一部を補助します。

[受付期間]

平成30年4月2日（月）～5月31日（木）（17：00必着）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

[提出先・問い合わせ先]

大分県商工労働部商業・サービス業振興課 商業・サービス業支援班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL：097-506-3285
FAX：097-506-1754
E-mail：a14300@pref.oita.lg.jp

1 趣 旨

観光消費額の向上を促進し、県経済の活性化に寄与するため、中小企業者等が行う観光体験サービスの開発の取組を広く公募し、審査により選定された取組に対して支援します。

2 募集事業等

宿泊事業者と連携した有料の観光体験サービスの開発により、観光消費の拡大が期待でき、選考の結果、補助金を使って実施していただく事業が補助金の交付決定の日から平成31年2月28日までに完了する取組を、次のとおり募集します。

3 応募について

- (1) 応募期間 平成30年4月2日（月）～平成30年5月31日（木）
持参、郵送とも5月31日17時00分必着
- (2) 受付方法 別添の「平成30年度大分県観光体験サービス開発支援事業実施計画認定申請書等」を正本1部副本6部（参考資料を添付する場合は当該資料を7部）を持参または郵送（必着）で提出してください。

(3) 提出先・問い合わせ先

大分県商工労働部商業・サービス業振興課（大分県庁本館7階）

TEL 097-506-3285 FAX 097-506-1754

(4) 注意事項 認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。

応募いただいた書類は返却しません。

●認定申請書の申請者名及び取組内容等は、県ホームページ等で公表します。

●採択された取組については、概要を県のホームページ等で公表するほか、先進的取り組み事例としていろいろな場で紹介させていただきます。

4 補助等の詳細

(1) 事業の内容

対象となる事業は、次の①～③のすべてに該当するものとし、観光消費の拡大につながる事業とします。

①有料の観光体験サービスの開発（創出・改良）により、観光消費額の向上を図る取組であること。

②宿泊業者以外が事業実施主体となる場合は、宿泊業者と連携した取組であること。

③事業実施年度を含め3年後までに、労働生産性向上2%以上を目指す取組であること。

(2) 事業実施主体

この事業において事業実施主体は、次の①～③に掲げるものとする。

①県内に主たる事務所を有する中小企業者

②県内に主たる事務所を有する中小企業者等で組織された任意団体

③その他、観光消費額の向上を促進すると知事が認めた団体

(3) 中小企業

法人については、「資本金又は出資の総額」または「常時使用する従業員数」が次に該当していること。

個人については、常時使用する従業員数が次に該当していること。

業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
宿泊業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業）	5,000万円以下	200人以下
製造業、その他 （上記に掲げる業種を除く）	3億円以下	300人以下

(4) 補助金額

- 補助率 1 / 2 以内
- 補助上限額 1, 0 0 0 千円以内

(5) 補助対象経費

採択取組の実施にかかる次の経費が補助対象となります。

科目	補助対象経費の内容
報償費	講師謝金、調査・研究事業及び集客事業に要する謝金等
旅費	講師旅費、調査・研究事業に要する旅費等
消耗品費	事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の作成経費等 ※消耗品とは単体で取得価格が2万円未満のもの
修繕料	事業実施のために必要となる改修工事費等 注) 内装・設備・施設工事費は必要最小限度とすること。
役務費	通信運搬費、広告代、手数料、保険料等
委託料	ホームページ・PR動画等作成委託、調査委託、行事運営委託等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品の借上料、車両借上料等、事業実施のために必要となる使用料及び賃借料
工事請負費	事業実施に必要不可欠と認められるもの
備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められるもの
注) 以下の経費は補助対象経費から除く	
・事業者の運営経費	
・土地の購入に要する経費及び補助費	
・その他、観光消費額向上の促進に係る事業に適さないと認められる経費	

5 選定方法等

(1) 補助事業の認定

提出された書類に基づいて、外部の有識者等で構成する「大分県観光体験サービス開発支援事業審査会」での審査結果を踏まえて、事業の実施効果が高いと見込める5件程度の事業を認定します。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、ヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

(2) 認定基準

次の項目を総合的に評価します。

- ①サービスの魅力
- ②経済（波及）効果
- ③継続性・発展性
- ④働き方改革への取組

(3) 通知・公表

採択結果については6月下旬に申請者あて通知するほか、県ホームページで公表します。

6 採択された場合の留意点

- (1)採択された応募者（以下「事業者」といいます。）には、採択通知書を送付しますので、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定めた期日までに提出していただきます。
- (2)県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者に補助金交付決定通知書を送付します。
（※この決定日以降でないと補助事業には着手できません）
- (3)事業者は、交付決定通知書の受理後補助事業が完了した場合は、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。
- (4)平成31年2月28日までに事業が実施できないときは、補助金を返還していただくことがあります。
- (5)実績報告書の内容審査後、事業者に補助金の額の確定通知書を送付します。ただし、事業実施に当たり補助対象経費の変更があった場合は、補助金交付決定額が減額されることがあります。
- (6)補助金は、原則として補助金の額の確定通知書を送付後にお支払いしますが、一部概算払により支払うことも可能です。
- (7)補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管していただきます。
- (8)補助事業により改装した事務所等や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。
- (9) 実施された事業について、事例発表をお願いすることがあります。
- (10)事業参加者は、事業実施前の同期間と比較した事業実施後の1人当たりの労働生産性の伸び率等に関して、事業実施年度を含め3年間、県へ報告していただきます。
- (11)大分県補助金等交付規則、大分県観光体験サービス開発支援事業実費補助金交付要綱等の規程に従っていただきます。

様式第 1 号

年度大分県観光体験サービス開発支援事業実施計画認定申請書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

印

年度大分県観光体験サービス開発支援事業実施計画について、認定されるよう大分県観光体験サービス開発支援事業実施要領第 4 の規定により申請します。

添付書類

- (1) 事業実施計画書 (様式第 2 号)
- (2) 誓約書 (様式第 3 号)
- (3) 申請者が任意団体の場合は、その活動内容が確認できる書面
- (4) その他知事が必要と認める書類

事業実施計画書

事業名	
事業実施主体名	
事業実施主体の概要 資本金、主な事業、常時雇用する従業員数等を記載して下さい。	
事業箇所	
実施時期	
事業の背景と目的	
事業の概要	
事業のポイント (1)サービスの魅力 (右記1～5について記載して下さい。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 類似サービスとの差別化について 2. 地域資源の活用について 3. 訪日外国人に対する魅力の訴求について 4. 料金設定について 5. 上記1～4の他、サービスの魅力について
(2) 経済（波及）効果 (右記1～4について記載して下さい。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 付加価値の向上（収益見込み等）について 2. サービスの供給量（実施回数等）について 3. 地域事業者との連携について (連携する宿泊業者) 4. 上記1～3の他、経済（波及）効果について
(3) 継続性・発展性 (右記1～3について記載して下さい。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 継続性（次年度以降の実施計画等）について 2. サービス内容の更なる充実について 3. 上記1～2の他、継続性・発展性について
(4) 働き方改革への取組	「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「しごと子育てサポート企業認定」など、働き方改革に寄与する取組について
事業効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働生産性の計画について 直近の労働生産性 円／人 事業実施年度以降の労働生産性の計画 事業実施1年目 円／人 " 2年目 円／人 " 3年目 円／人 2. 事業実施による効果について

注) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加してください。

収支計画

収 入 (単位：円)		
項 目	予 算 額	備 考
県助成希望額		
自己資金		
計		
支 出 (単位：円)		
項 目	予 算 額	積 算 内 訳
計		

※単価のわかるもの（見積書等）を添付して下さい

※事業実施主体が任意団体の場合は、その活動内容が確認できる書面を添付すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

㊦

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

【記載例】

様式第2号

事業実施計画書

事業名	バーチャルバンジージャンプ体験サービス創出事業
事業実施主体名	株式会社 ○○
事業実施主体の概要 資本金、主な事業、常時雇用する従業員数等を記載して下さい。	所在地 大分県大分市○○ 資本金 200万円 代表者名 代表取締役社長 ○○ ○○ 常時雇用する従業員数 50名 主な事業 デジタル動画開発、ドローンによる空撮サービス等
事業箇所	玖珠郡九重町○○
実施時期	平成30年7月～サービス提供開始
事業の背景と目的	<p>バンジージャンプは、国内外問わず人気のある観光コンテンツの一つであるが、安全管理面や施設の構造上の問題等から、絶景ポイントを有していても、どこでも実施できるものではない。</p> <p>また、やってみたいと思う一方で、事故のリスクもあることから、体験をあきらめる観光客も少なくない。</p> <p>そこで、こうした問題を解決しつつ、観光客に新たな絶景スポットの楽しみ方を提供する。</p>
事業の概要	<p>タイトル バーチャルバンジージャンプ体験サービス</p> <p>概要 観光客にVRビューアーを装着してもらい、バンジージャンプの仮想体験を楽しんでもらう</p> <p>内容 カメラを搭載したドローンを、バンジージャンプを行った者の目線で操作し、観光客はVRビューアーでドローンから送られてくる動画を見ることで、仮想のバンジージャンプ体験を行う。さらに、通常ルートにはないポイントからの映像も楽しんでもらう。</p> <p>※事業の詳細は別紙</p>
事業のポイント (1)サービスの魅力 (右記1～5について記載して下さい。)	<p>1. 類似サービスとの差別化について バーチャルバンジージャンプは国内ではほとんど実施されておらず、バンジージャンプに加え、新たな自然景観の楽しみ方を提案する本サービスについては、類似サービスは存在しない。</p> <p>2. 地域資源の活用について 九重町○○は～に選ばれるなど景観スポットとして有名であり、この景観を活かした取組となっている。</p> <p>3. 訪日外国人に対する魅力の訴求について 海外においても、バンジージャンプは人気があり、訪日外国人についても、魅力的なコンテンツといえる。 サービスの提供に際しても、言語の問題はほとんどなく、初心者でも簡単に体験できる。</p>

	<p>4. 料金設定について 1回10分 2,000円を想定</p> <p>5. 上記1～4の他、サービスの魅力について 普段見ることのできないスポットからの眺めは、一度訪れたことのある方にとっても魅力的であり、リピーターの確保につながる。 また、バンジージャンプが事故に対する恐怖からできなかった方にとっても安全に体験できるため、ニーズは大きいと思われる。</p>
<p>(2) 経済（波及）効果 (右記1～4について記載して下さい。)</p>	<p>1. 付加価値の向上（収益見込み等）について 1日15名利用を想定 @2000×15人×300日=9,000,000円 の収益を見込む</p> <p>2. サービスの供給量（実施回数等）について 年間300日の実施を予定</p> <p>3. 地域事業者との連携について (連携する宿泊業者 旅館○○) ・地域の宿泊施設と連携して、特別コース付き宿泊パック商品を造成予定 ・ドローンの操作については、県内の○○社と連携し、より迫力のある映像を提供</p> <p>4. 上記1～3の他、経済（波及）効果について ・特になし</p>
<p>(3) 継続性・発展性 (右記1～3について記載して下さい。)</p>	<p>1. 継続性（次年度以降の実施計画等）について 次年度以降も継続して実施する予定</p> <p>2. サービス内容の更なる充実について ・特別体験コースの開発、動画データを写真・DVDにして販売する事業を計画 ・ドローンの操作ができる方については、別途料金を徴収し、自分で操作することができるサービスも提供予定</p> <p>3. 上記1～2の他、継続性・発展性について ・類似の観光地への展開も比較的容易であるため、更なる経済効果が期待できる 【類似観光地：○○、××など】</p>
<p>(4) 働き方改革への取組</p>	<p>「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」、 「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「しごと子育てサポート企業認定」など、働き方改革に寄与する取組について</p> <p>・平成28年4月 プラチナくるみん認定 ・在宅勤務の推進をしており、社員の半数が制度を利用</p>

事業効果	<p>1. 労働生産性の計画について</p> <p>直近の労働生産性 200万円/人</p> <p>事業実施年度以降の労働生産性の計画</p> <p>事業実施1年目 201万円/人</p> <p style="padding-left: 40px;">" 2年目 203万円/人</p> <p style="padding-left: 40px;">" 3年目 205万円/人</p> <p>2. 事業実施による効果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内でも類を見ない体験サービスにより、新たな集客につながる他、リピーターの集客にもつながる <p style="text-align: center;">【期待される年間集客効果】</p> <p style="text-align: center;">15回（利用回数/日）×（4名（利用者+同伴者））×300日=18,000人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用における説明が少なくて済むサービスであり、内容も、国を問わず楽しめるものであるため、国外の観光客においても利用しやすく、海外からの誘客強化が期待できる ・年間売上げ9,000千円に加え、写真・DVDの販売など、サービスの拡張により、より大きな売上げを見込むことができる ・周辺の類似観光地へ展開も比較的容易であり、更なる経済効果が期待できる
------	---

注) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加してください。

収支計画

(単位:円)		
収 入		
項 目	予 算 額	備 考
県助成希望額	760,000	
自己資金	760,000	
計	1,520,000	
(単位:円)		
支 出		
項 目	予 算 額	積 算 内 訳
旅費	120,000	ドローン特別操作研修会参加旅費 @60,000×2名=120,000円
消耗品費	500,000	パンフレット作成 @20×20,000部=400,000円 サービス内容紹介用看板作成 @50,000×2セット=100,000円
役務費	200,000	サービスPR ラジオCM @200,000
委託料	400,000	PR動画作成委託費 @400,000
備品購入費	300,000	ドローン購入費 @300,000
計	1,520,000	

※単価のわかるもの（見積書等）を添付して下さい

※事業実施主体が任意団体の場合は、その活動内容が確認できる書面を添付すること。